



ケアの倫理とリベラリズム：  
自立か依存かーリベラルな主体をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-10-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 内藤, 葉子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/00016640">http://hdl.handle.net/10466/00016640</a>

## 第1 講演

# ケアの倫理とリベラリズム： 自立か依存か—リベラルな主体をめぐって

内藤 葉子

### はじめに

みなさん、こんにちは。この第一講演では、「ケアの倫理とリベラリズム」のタイトルに関連して、続くお二人の先生がお話しされる内容の基礎となることについて話そうと思います。とくに「ケアの倫理」と「リベラリズム」というこの二つの言葉の緊張関係について話したいと思います。

「ケア」という営みが為される場所は歴史的・慣習的に家であったといえるでしょう。家を営むのは「生活の要求する万般のことがら」を目的とするためとアリストテレスが述べたように、経済活動や政治活動や社会活動を営むためには、食事を用意し衣服や身だしなみを整えるなど日常的な支えが必要です（アリストテレス 1973:100）。家はそれを担う場であったし、そうあり続けています。また家は、生存や健康、生殖や子育て、介護や死に関わる場でもあります。乳幼児や子ども、障がい者、重病人や死期のせまった人たちへのケアや介護を担ってきたのは、妻や娘や母など女性たちです。それゆえ家は歴史的・慣習的に女性の居場所でもありました。現在ではケアは女性だけが関わるものではないし、「アウトソーシング」され有償でも為されています。しかしそれでも、子育てや介護は今もなお家のなかで女性を中心に為されており、職業としてのケアワークに多くの女性が働いているのも周知のことです。

それゆえ女性に関わる問題は、ケアが女性によって為されてきたという事実と切り離せません。乳幼児の面倒をみるのは主に母親とされるから、女性がフルタイムで働くのは難しくなります。「女性活用」が謳われる昨今は男性も家事育児をするべきだという声が高まっていますが、「ワンオペ育児」という言葉に表されるように、母親が一人で育児とその責任を担って疲弊するという話も聞こえてきます。ケアは「愛情」をもって為されるべきだと考えられていることも女性に負担を課します。労働市場で男性と同じように働けないことは、賃金や年金における男女格差となって現れます。福祉や保育に関わる仕事の賃金が安いのも、それらが家において「無償で」女性が行ってきた仕事であったことと無関係ではないでしょう。いったいケアという営みは、この社会において十分な価値が認められているといえるのでしょうか。

さらに、このケアの為される周辺部にはさまざまな暴力が現れてきます。たとえば子どものケアを一手に担う、とくにシングルマザーとその子どもたちに貧困という形で現れる経済的な暴力があります。家庭という親密圏においては、虐待の問題も見逃せません。さらに、2016年の相模原事件（津久井やまゆり園）で重度知的障がい者の殺傷という形で現れた物理的暴力があります。「障害者是不幸を作ることしかできません」という考えをもつ者による凶行であり、事件は優生思想との関連でも論じられました（cf., 保坂 2016）。

ケアを必要とする者がいる場に現れるこうした社会的・経済的な歪み、そして物理的・身体的暴力および言説の暴力をどのように考えたらよいのでしょうか。こうした問題に取り組むさいのアプローチの仕方はさまざまですが、ここでは規範的な観点から問うことにします。規範的な観点からというのは、わたしたちの社会にはあるべき人間の姿があるという考えに注目するということです。あるべき人間像を規定してきた一つの有力な思想潮流が、近代西洋哲学とそこから派生するリベラリズムです。シングルマザーや重度障がい者といった人たちに現れる構造的な暴力は、そうした規範的な人間モデル（そして家族モデル）から外れている、あるいは逸脱しているとみなされることに起因していると考えられます。

リベラリズムとケアの倫理について、それぞれが重視する言葉に注目してみましよう。リベラリズムが重視するものの一つに「independence」があります。独立、独立性、独立心、自活、自立、非依存性、主体性といった意味内容をもちます。たとえば「独立宣言 (Declaration of Independence)」、「独立の精神 (independent spirit)」、「自分の力で生活する (live independent)」といった使い方をみれば、この言葉が政治的・精神的・経済的な範囲に及んで共同体や個人の自立した状態を指すものであることが分かります。さらにこの言葉は近代リベラリズムの登場と切り離せないものでもあります<sup>1</sup>。対して、ケアの倫理は「dependence」に着目します。これは依存 (状態)、依存関係、依存症、従属しているものといった意味内容をもちます<sup>2</sup>。実はケアの倫理は「依存」に注目することで、「自立・独立・自活」に高い価値をおく社会 (反転すると依存には低い価値がおかれる社会) の前提を問い直し、人間・人格・尊厳・平等といった諸概念の再考を迫ろうとする思想なのです。そのかぎりではケアの倫理はリベラリズムへの異議申し立てを試みるものです。以下、具体的な事例からみていきましょう。

## 1) シングルマザーと貧困——ケアの倫理の背景

現代の日本社会において、貧困率の高い層の一つに母子世帯を数えるこ

<sup>1</sup> 英和辞典によると、「independent」「independence」という語が登場するのは17世紀前半である。この語は、イギリスのピューリタニズムの一つ、会衆派教会主義 (Congregationalism、独立教会主義Independency) との関連が認められる (cf., Kenkyusha's New English-Japanese Dictionary, Kenkyusha, 1980)。また「独立記念日 (Independence Day)」や「独立宣言 (Declaration of Independence)」といった語にみられるように、18世紀後半のアメリカの動向も重要である。ちなみにGoogle Books Ngram Viewer (その年代の出版物にてくるキーワードの出現頻度をグラフ化したもの) で「independence」「independent」という語をアメリカ英語で検索すると、1760年前後から1780年にかけて出現頻度が急激に高まり、その後いったん下がったあと、再び1790年前後に高まるのが見て取れる。

<sup>2</sup> dependenceという語は、independenceより多義的な意味をもつ。物理的にぶら下がることや従属といった意味のほか、主人に頼って生活する人、食客、家来、従者の意味をも含む (dependent)。頼られる相手方は「頼りになる (dependable)」人であり、「信頼」や「信用」という肯定的な意味も派生する。古くは主人と従者の関係を含む語であったことがうかがえる。

とができます (cf., 阿部 2008; 阿部 2014)。経済的にみると、母子世帯の平均収入の低さは明らかです。厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、平成28年度の平均年間就労収入は母子世帯の母で200万円 (平均年間収入は243万円)、父子世帯の父で398万円 (平均年間収入は420万円) です。シングルマザーの収入が低くなる理由は、第一に、単独で背負うことになる子育てと仕事の両立の難しさ、第二に、父親からの養育費の受給率の低さ (24.7%)、第三に、とくに若年シングルマザーほど就業に必要な知識や技能の習得機会にめぐまれないことなどが挙げられるでしょう。では彼女たちは働いていないのかというと、就業率は81.8%と非常に高いのです。しかしその非正規率の高さゆえに「働いても貧困」という事態に陥ってしまいます<sup>3</sup>。ひとり親世帯の多くは母子世帯であり (母子世帯123万1600世帯、父子世帯18万7000世帯)、13.9%といわれる子どもの貧困とも連動します。日本においては貧困が母子世帯に集約されがちな構造があるのです。

それゆえ福祉制度によるサポートが必要となります。現在では、児童手当に加えて児童扶養手当 (73%が受給)、寡婦 (夫) 控除<sup>4</sup>、自立支援給付金、ひとり親家庭医療費援助助成、母子家庭等就業・自立支援センター事業、生活保護<sup>5</sup>、(生活保護につく) 母子加算などさまざまな制度が設けられています。しかし、安倍政権下で「全世代型社会保障」が打ち出され、2018年10月から3年かけて年1.8%の生活保護の支給基準削減がなされることになりました。母子世帯にとっては、母子加算の削減から生活費の切り詰めにつながると懸念されているのです。

<sup>3</sup> 母子世帯の母親の就業形態が「正規の職員・従業員」44.2%、「自営業」3.4%、「パート・アルバイト等」43.8%であるのに対し、父子世帯の父親の就業形態は「正規の職員・従業員」68.2%、「自営業」18.2%、「パート・アルバイト等」6.4%である。

<sup>4</sup> 2018年より寡夫にも適用。

<sup>5</sup> 平成28年度の全母子世帯のうち生活保護を受給するのは11.2%である。生活被保護世帯の割合をみると、高齢者世帯、障がい者・傷病者世帯の次に、母子世帯が入る。平成30年11月生活保護被保護者調査 (厚生労働省) では、高齢者世帯54.1%、障がい者・傷病者世帯25.4%、母子世帯5.4%である。低所得であっても保護が適用されていない層の存在も指摘される (最低生活費未済世帯)。とくに勤労母子世帯は無職世帯との差がなく、働いても貧困から抜け出しにくいことが指摘される (『男女共同参画統計データブック 2015』119頁)。

母子世帯に貧困が集約する問題は、合衆国においても「貧困の女性化」として現れました。1990年代の合衆国の福祉政策は「『まず働け (work first)』哲学」が軌道となったことにより、「もっともラディカルな変化」をみたといわれます (Young 2002:40, 48)。1980年代のレーガン政権時代に進められた経済活動の規制緩和と自由競争は、市場原理主義と自助・自己責任の原理を助長することになりました。ネオ・リベラリズムとも称されるこの傾向は、一般的に、異性愛カップルの両親とその子どもから成る家族こそが規範的であるとする「伝統的な」家族像を強調します。この文脈で、シングルペアレントは〈伝統的家族〉を「破壊」する者として批判の対象にされました。とくに、1970年代の「福祉の爆発」以来、社会保障の対象になっていた貧困層のうち、女性で若年で有色人種のシングルマザーが「福祉依存」としてバッシングの対象にされました<sup>6</sup>。

1990年代に進められた福祉政策の軌道転換は、家族像の多様化に対応するものではなく、シングルマザーへの懲罰的な対応にみられるように、〈伝統的家族〉モデルをおしつける方向の政策が打ち出されました。こうした福祉政策の背後には、「貧困の女性化」を根本的に解決することのない構造的・イデオロギー的要因が存在しているとして、フェミニストからの批判が高まったのです<sup>7</sup>。

以上、日本でもアメリカでも、福祉支援の必要な層には女性の割合が高くなる傾向がみられることを指摘しました (生活保護世帯の一角を占める

---

<sup>6</sup> 1962年の「要扶養児童家族援助 (AFDC)」により受給資格が拡大し、1970年代には「福祉の爆発」を招いたとされる。AFDCの受給者層に母子世帯が多くを占めた。1975年には父親をさがしだして養育費を徴収する「児童養育強制履行制度 (CSE)」、1988年には「家族援助法 (FSA)」のもとでの「雇用機会と基礎訓練プログラム (JOBS)」が施行された。1996年には「個人責任と就労機会調停法 (PRWORA)」のもとでの「貧困家族への一時的扶助 (TANF)」プログラムが施行される。これは州が受給者のニーズにかかわらずに一定額を支払う定額交付金プログラムである。これによりAFDCは廃止されたが、TANF受給者層にも母子世帯が高い比率を占めた (cf. 内藤 2010: 196-200)。

<sup>7</sup> たとえば、M・ファインマン (1995=2003) は、「逸脱した母親」に対する懲罰的言説や「児童養育強制履行制度 (CSE)」には、「自然な家族 (the natural family)」という規範が強烈に作用しているという。そこには家族制度の中核には男性が本質的かつ支配的に存在しなくてはならないという家父長制イデオロギーが反映していると批判した。

高齢者層にも当然女性が多くなります)。また、「福祉依存」という言葉には、どこかネガティブな響きがつきまっています。「依存する人」という言い方にも、精神的に頼りない人、経済的に自立していない人というニュアンスが感じとれます。薬物依存やアルコール依存という使い方になると、病理的な症状を表現するものとなります。けれども、どうしてわたしたちは「依存」とみなされる状況をよくないこと、恥ずかしいこととみなしてしまうのでしょうか。女性が貧しくあることは「当然のこと」なのでしょう。とくに母子世帯の女性たちに貧困への負荷がかかりやすい社会は、公正で正しい社会といえるのでしょうか。

## 2) 近代リベラリズム——西洋思想の伝統から

自立を高く評価し依存を低く評価する見方には、近代西洋哲学とリベラリズムという思想潮流が重要な役割を果たしています。ですから、リベラリズムにおいてどのような人間が規範的に捉えられているのかをみていきましょう。実のところ、リベラリズムは厄介な言葉で、その内容は時代や場所によって多様な形をとります。ここでは大雑把な括りでしか論じられませんが、その共通する特徴は「理性的な主体の自由や自律を尊重する個人主義」にあると押さえておきます。以下、「理性」「自由」「自律」といった言葉が何を意味するのかをみていきましょう。

### 理性と自由と自律——カント

理性という語は、日本語の感覚においては、「理路整然としている」とか「冷静である」とか「合理的である」といった意味合いで用いられるかもしれませんが。けれども西洋哲学や西洋思想の文脈に登場してくる理性は、日本語の語感からは完全には捉えきれない奥行をもちます。理性(logos, ratio, reason, raison, Vernunft)という語はとくにリベラリズムに固有の概念ではなく、西洋においては古典古代の哲学や中世キリスト教神学にさかのぼるものです。この思想的文脈のうえに近代理性主義(rationalism)が登場します。近代哲学の祖とされるデカルト(René



Descartes, 1596-1650) は、「精神」は物体から分かれたれているものである」として、精神（理性）と物体（身体）を二分しました（cf., デカルト 1967:188-189）。それは神に代わって人間の理性が〈世界〉の存在を基礎づけるという近代的思考の出発点でした。

デカルトから始まった精神・理性による世界の基礎づけは、カント（Immanuel Kant, 1724-1804）によって精緻化されていきます。カントは、被造物としての人間の能力の限界を自覚しながら、人間の理性がどこまでならこの世界を基礎づけることができるのかを見極めようとしてきました。『純粹理性批判』（1781）では人間の理性の及ぶ範囲の画定作業が為されます。人間は有限な存在だから、世界をあるがままに（神の目に映るように）みることはできない。「物自体（Ding an sich）」（それ自体においてあるがままの物）の世界ではなく、人間の認識能力に尺を合わせて現れてくる「現象（Erscheinung）」の世界をみているにすぎない。その限界を見極めたうえで、この現象界においては、人間の理性が自然法則ときちんと対応するものであることを根拠づけたのです（cf., カント 2005）。

カントによると、人間もまた自然法則に支配された存在です。しかし同時に人間は「理性的存在者」でもあります。カントが『実践理性批判』（1788）において行ったことは、〈意志し行為する実践的・道徳的主体〉としての人間を論じることでした。

ただ人間だけは、また人間と共に他のいかなる理性的被創造物も、目的それ自体である。つまり人間はその自由の自律のゆえに（vermöge der Autonomie seiner Freiheit）、神聖な、道徳法則の主体（das Subjekt des moralischen Gesetzes）なのである（カント 2007:223）。

「自由」はこの点に関係します。カントの自由論は義務論的自由論と呼ばれます。けれども、自由とは普通、誰からも抑圧されたり制限されたりせずに、自らの意志で好きなことをするといった意味でしょう。どうして自由が「～しなければならない」という「義務」と結びつくのでしょうか。



ある話をしましょう。内戦が起きた地域で、生活圏に爆弾が降り注ぎ日常生活がすでに崩壊してしまったという状況を考えてみてください（現代では残念ながらそうした地域は少なからず存在します）。戦地と化した市街地では、連日、戦闘員・非戦闘員を問わず多くの傷病人が発生します。亡命できる人はどんどん亡命していきます。病院も砲弾にさらされるなか、多くの医師たちも亡命していきます。けれども数人の医師や看護師たちが、自分たちまで逃げれば誰が病院を維持できるのかと自問・葛藤し、危険な地にとどまり治療を続けることを選択します。爆弾や爆風に恐れをなし危険地域から離れようとするのは、生物として当然の行為です（自然法則に支配される人間には感情や自愛に基づく「傾向性」があります）。動物であればみなそうするでしょう。しかし、人間とは不思議なもので、危険な地にあえてとどまり医療活動を続ける人もいます。この場合、彼女彼らは、人を助けるという医師としての自らの「義務」に従うことを選んでいます。ここには自然法則から「逃れて」、つまり「自由になって」、自らの義務や使命を全うしようとする態度が現れています。カントならば、ここに道徳法則に従う理性的存在者の姿を捉え、義務を自ら引き受けるという在り方にこそ人間の自由と尊厳がある、というでしょう。人間の「自由」とは、普遍的な道徳法則（「汝の意志の格率が、つねに同時に普遍的立法の原理として妥当することができるように行為せよ」）に自らの意志で自発的に服従するところにあるとされるからです。道徳法則に自ら従うという「自律」のゆえに「人格」は「尊厳」をもつのです。

道徳法則に無条件に服従する理性的存在者は、感性界（経験の世界）には属しません。カントはここにおいて、人間を動物から区別し、人間のなかの動物性からも区別します。理性的存在者とは感性的な欲望に惑わされない、ひいては、身体性から解き放たれた存在なのです。このような形でカントは自由と自律、尊厳と人格を強く結びつけました。

## 社会契約論——ロック

リベラリズムの重要な特色として、もう一つ、17世紀の政治哲学を特徴づける社会契約論についてもみておきましょう。社会契約論とは、なぜ

国家や政治的共同体が存在するのかという問いに対して、個人間の契約によってそれらが設立されると説明する理論のことで。とくにロック (John Locke, 1632-1704) は、政治的共同体を設立する目的は「プロパティ (property)」を守り促進することにあり、そのために人びとは社会的協働をなすのだと論じました。

ロックの社会契約論に基づけば、人間はひとりでも生きていけるのですが、自分のプロパティ (生命、自由、からだの健康と苦痛からの解放、土地や貨幣などの財産など) を守るためには、またもっと多くの富を生み出すためには協働したほうがいい、ということになります。平和で安定した社会ができれば、より多くの富を生み出すことができるだろう。さらに生み出された富をみんなが納得いくように分配することも大切である。そのためには契約を結んで法や制度を作り、平和な社会と納得のいく財の分配の仕組みを作る——政治的共同体はそのためにあるのだ、とロックは主張します (cf., ロック 1970; ロック 2010)。

しかし問題は、誰がその契約を結ぶのかということです。契約の主体は理性的・合理的で自由かつ平等な人びとだとされました。彼らは法の許す範囲内でプロパティを処分することができ、自分自身の意志に従うことのできる人びとです。ロックは自然状態において、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より多くのものはもたない点で、人びとは平等だと考えました。彼らが自分たちで作った法に自分たちで従うのです。社会のルールを作るために契約の場に参加する人たちと、作られた社会の法に従う人たちは同じ人びとだ、ということに注意してください。そうなると、一つの疑問がでてきます。最初からその契約に参加できない人びとがいるのではないのでしょうか。そしてそれはいったい誰なのでしょう。

## 啓蒙の世紀

デカルトやカント、そしてロックらによって作り上げられる思想は、近代ヨーロッパの経験的な世界にも影響をもちはじめます。とくに18世紀には啓蒙のプロジェクトが近代リベラリズムと連動しながら展開しました。哲学者たちは抽象的で普遍的な個人を唱えますが、この「普遍性」が17世

紀以降のヨーロッパという時代と場所の特質とどれほど無縁のものでいられたのかは、別の問題です。バーリン (Isaiah Berlin) は、リベラリズムは経験的には「ある形態の世俗化されたプロテスタント的個人主義」という特質を潜ませていると指摘します (バーリン 1971:331)。そしてジェンダー研究が明らかにしてきたことですが、啓蒙思想の延長上におきたフランス革命が女性を排除していくプロセスを伴ったように、啓蒙期には男性をモデルとした人間像が普遍的・一般的な「人間」と同一視されて構築されたのです。

それでは啓蒙の本質とは何でしょうか。カントは『啓蒙とは何か』(1784年)において、それは「人間が自分の未成年状態から抜け出ることである」と述べました。ここでいわれる「未成年状態」とは、他人の指導がなければ、自分自身の悟性を使用しえない状態にあること、他人の指示によらずに自分の知性を用いる勇気をもたないことと説明されます。カントは、他人まかせにして自分で考えないことは怠惰であるが、大多数の人間は成年に達しようとするのを煩わしく危険だとみなしているといいました。そして「全女性」はそうしたなかに含まれている、と付け加えたのです (cf., カント 1974(1950):7-8)。すべての女性は「未成年状態」にある。女性は他人の指示をまつだけで、自らの知性を用いて考え行動する存在とはみなされませんでした。それは当時の時代状況と〈常識〉からすれば当然すぎることだったのでしょう。カントのいう「自律」とは、自然法則に服従することから離れ、道徳法則に自らの意志で服従する道徳的主体たることです。そうした人格は尊厳に値することとされます。だとすると、「他律」とはなおも自然法則に支配された状態にあり、自らの意志で道徳法則に服従する道徳的主体たりえず、それゆえ尊厳には値しないということになるでしょう。

外部要因に左右され自然法則に依存することは、人間の尊厳に対する侮辱とも解釈されていきます。ここには17世紀から続くラディカル・プロテスタントイズムの強い影響が作用してきます。旧来の政治的・社会的・法的・宗教的諸秩序を徹底的に拒否し、新しい政治的共同体を構築する動きが始まるのです (ロックの社会契約論もこうした文脈と切り離せません)。

18世紀から20世紀にかけての諸々の革命や改革による政治的新秩序の創出、市民男性に対する市民権と参政権の拡大、労働者男性を自由で自立した労働者として資本主義システムのなかへと編入すること——こうした動きを経るなかで、政治的・経済的・精神的「自立」は肯定的な価値へと高められていきました。同時に、「依存」は否定的な価値を帯びるようになっていきます。18世紀・19世紀の依存の系譜をたどるN・フレイザーとL・ゴードンによると、白人女性（主婦）の依存は自然的で妥当な「良い依存」とみなされましたが、働けずに慈善や救援金に頼る被救済民（プロテスタントイズムにとっては神から見放された人間）や生得的に依存的・隷属的とされた植民地の原住民や奴隷は「悪い依存」とみなされました。しかし、やがてあらゆる依存が「個人の落ち度」として非難に値するものへと変化していき、先述した1990年代のアメリカのシングルマザーは、〈女性〉で〈若年（未熟）〉で〈有色人種〉というあらゆる「依存」の記号を吸収した存在として現わされるようになったのです（cf. Fraser and Gordon 1997=2003）。

### 3) 現代リベラリズム——ロールズ

先に述べたカント的な人格のモデルとロック的な社会契約論を融合させ、現代バージョンへと刷新したのが、ロールズ（John Bordley Rawls, 1921-2002）です。その主著『正義論』の公表された1970年前後の北米社会は、公民権運動や女性運動など従来社会規範への異議申立てがなされ、社会的対立が顕在化する時期でした。正義は分裂する社会を統合する規範原理として注目され、以後、現代リベラリズムの中核的な概念となっていきます。

概略的にロールズの議論をみていきましょう。自由と平等の調和する社会正義のために、ロールズは二つの正義原理を提起します。

第一原理：政治的市民的自由に基づく基本的自由

第二原理：一定の不平等が最弱者にとって最大の利益となる格差原理

## 公正な機会がすべての人に開かれているという機会均等原理

ロールズは「原初状態 (original position)」という架空の状況を設定し、資質や能力に関する知が正義原理の選択に及ぼす影響を排除しようとしてきました。そこでは人びとは「無知のヴェール (veil of ignorance)」に覆われ、自分の資質や能力の優劣を知らないとされます。その場合、人は自分が〈最弱者〉でも不利にならない選択をするので、結果的に公正な正義原理に到達することができ、それによって社会的協働がもたらす便益の分配を各人が得られることとなります。

個人の能力差を前提にして自由競争をもちこめば、必ず格差が生じてきます。ロールズは自由がもたらす格差を否定したわけではありません。その格差が生じるのを肯定しつつも、不利な者がさらに不利にならない社会の制度設計を考えました。彼は自由な競争原理は維持するけれども、その格差が無限に広がる事態に対しては牽制をかける理論を展開したのです。

この原初状態で想定されている人間（「当事者」と呼ばれます）がどのような特徴をもつのかを、もう少し詳しくみてみましょう。

当事者たちは自由かつ平等な理性的人格として、正義の原理が必要とされる状況が成り立っているということだけを知りつつ、一緒に選択を下すにいたる（ロールズ 2010:340）。

当事者たちは、自分の社会的地位・階級・社会的身分、生来の資産や才能の分配と分布に対して自分もっている運、自らの知力や体力、自らの合理的な人生計画（善の構想）、自らの心理に関する特徴（リスクを回避したがるのか、楽観的なのか悲観的なのか）、自分たちの社会に特有の状況（経済的・政治的状況、文明や文化のレベル）、自分たちが属している世代について、「知らない」とされます。さらに、自由を守り、合理的な意志決定ができ、目的に達する見込みのある計画に従うことのできる合理的な人間とされます。

さらにロールズの想定する当事者は、正義の感覚と道徳的人格を備えて

います（この点はロールズが強くカントに依拠するところです）。とはいえ、他者との道徳的絆を重視するわけではありません。彼らは相互に無関心で、自己利益を追求する人びとです（その点で利己的でもあります）。合理的で冷静で他人に対して無関心な人びとが集まって社会を作り、社会的協働によって得た財を格差原理に依拠して分配するのです。ここでは、経済的格差が耐え難いものにはならないような制度設計の可能性は論じられています。しかし、登場する人びとがそもそも社会的協働の可能な人たちであることには注意が必要です。それができない人びとがどこにいるのかについて、ロールズは沈黙します。

#### 4) ケアの倫理——依存と平等

ロールズの影響は大きく、フェミニスト理論もその射程から外れたわけではありませんでした。ロールズに影響をうけつつも、その正義の限界を指摘する流れがフェミニズムから起きました（cf., Okin 1989=2013; 岡野 2012; 内藤 2013）。「ケアの倫理」を唱える流れもその一つです。ケアの倫理は、ギリガン（Carol Gilligan）の『もうひとつの声』に発する道徳心理学から登場し、その正義への異議申立てに触発されて哲学・政治哲学・倫理学等でも論じられるようになりました。以下ではその代表として、キテイ（Eva Feder Kittay）の議論を紹介します。

#### 「平等」概念の問い直し——キテイ

ケアの倫理は、乳児と母の関係を原型に、子ども・老人・病人ら「依存者」とその人たちをケアする人（依存労働者）に焦点を当て、人間の根源的な傷つきやすさや身体性に依拠して人間的・社会的諸関係を考えます。キテイは、人間像の中核に「自立」ではなく、人間存在の「不可避的な依存（inevitable dependency）」を置きます。それは乳幼児・死期のせまった高齢者や重病人・重度障がい者など、「わたしたちが完全に依存者であるときの人生の時間」を特徴づける絶対的な依存状態が——誰にとっても訪れる時間という意味で——平等の核心にあるとするものです。キテイは

「わたしたちはみな誰かお母さんの子どもである (we are all some mother's child)」という言葉でもって、今ここに自分自身が存在するのは、かつてかよわい存在であった自分に母親業をしてくれた誰かがいたからだ、という共通性に着目して平等を考えます。彼女は「依存を包摂した平等」、「つながりに基づいた平等 (connection-based equality)」を道徳哲学・政治哲学を再構築する出発点にしようとするのです。

こうしたケアの倫理の観点からキティは、ロールズの正義論が依存者とケアする人の利害関心を十分に反映していないと批判します。ロールズの原初状態における人間は、自分が何者かになることを自由に構想してよい、そして誰もが公的領域に参加できるようにしようといひながら、誰かをケアするために公的領域にそもそも参加できない人たちについては見落としているのではないかと批判するのです (cf., Kittay 1999=2010; 内藤 2010:205ff.)。

もし誰もが弱く、誰かのケアを受けなければ生存できない存在であるという根源的な平等に基づいて規範的な人間像を想定するならば、社会の制度設計も今とは異なる形へと変革されるかもしれません。キティは、当事者の要件にケアへのニーズを組み込むべきだとロールズを批判します。けれども、ヌスバウム (Martha C. Nussbaum) はこうしたキティの議論を牽制します。ヌスバウムは、ケアへのニーズを組み込むことをロールズは決して容認しないだろうといひます。社会契約論の伝統にのっとるかぎり、社会的協働のできない人は契約の場には参加できないし、協働して富を増やし、財を分配することがそもそもできない人は想定されていないからです。依存者が周辺化され不可視化されるのは、ロールズの理論の根幹に関することなのです (cf., ヌスバウム 2012:163ff.; 神島 2018:154ff.)。

## 5) 動物と人間の境界——功利主義からの問いかけ

たしかに、キティの批判はリベラリズム的思考には届かないもどかしさがあります。この問題にキティは別の方面から直面しました。彼女は、自分のこれまでの議論は、依存者をケアする人びと (依存労働者) に焦点を



あてるものだったと述べています。その後彼女は、依存する人そのものに取り組みうとします。そこにはもちろん、キテイの娘セーシャの存在があります。セーシャは、誰かのケアを生涯にわたって必要とし、生涯にわたって社会に互恵することのない人びとの一人です。そうした人びとに注目する必要性をキテイが強く意識するようになるのは、功利主義からの問題提起があったからではないでしょうか (cf., Kittay 2010; キテイ・岡野・牟田 2011)。

### 種差別主義への批判——シンガー

現代の功利主義を牽引するシンガー (Peter Singer) は、種差別 (speciesism) を批判して、動物の〈権利〉を擁護する立場をとります。彼は伝統的な「[人間の] 生命の神聖性」の倫理を批判します。シンガーの主張によると、「人格」は通常ホモ・サピエンスという生物種だけに使われますが、人間以外にも人格は存在します。霊長類、クジラ、イルカ、ゾウ、サル、イヌ、ブタなどにも、時間を通じて自分自身が存在し続けるという意識と、理性的に思考する能力があると証明されれば、これらも人格とみなすことができます<sup>8</sup>。そのうえで、こうした非ヒト動物 (nonhuman animal) と知的障がい者の違いは相対的なものであり、重度の認知障がい者の人格は、チンパンジーやゴリラなど類人猿の人格とほぼ同等であるという見解を提示します。

人間と人間以外の種との違いは種類の違いというよりも程度の違いであるという明白な証拠があるにもかかわらず、彼らは知的障害者と人間以外の動物との比較をタブーとすることによって、種の境界を「生命の神聖性」の倫理の境界として温存したのである (シンガー 1998:234)。

<sup>8</sup> シンガーは J・ロックの人格の定義に依拠する。ロックは「人間知性論」において、異なった時間と場所で、同一の思惟するものとして自分自身を考えることのできる知性的な存在者として、人格を定義した。そのうえで、自分を自分と呼ぶ意識 (記憶) から人格の同一性を論じた (ロック 1968:125)。

人間以外の動物のうち比較的高度な知的能力をもつものは、最も重度の知的障害をもつ人間とあらゆる重要な点で同じか、あるいはそれ以上の知的で感情豊かな生活を送っている（シンガー 1998:250）。

シンガーは、人命の価値は原理的に平等ではなく多様であると考えています。彼の力点が動物の〈権利〉の擁護にあり障がい者を貶めることにはないのでとしても、その議論は、障がい者は道徳的意味をおびる人格を十分に備えた存在ではないのか、という問いを引き起こしました。

### 功利主義的思考に対する批判

2008年9月16日から18日にかけてニューヨーク州立大学ストーニー・ブルック校で「認知障がい——道徳哲学への挑戦」というシンポジウムが開かれました。その一場面で、キテイはシンガー、そして彼を擁護するマクマハン（Jeff McMahan）と衝突します（Kittay 2010:407-409）。

ピーター・シンガー（キテイをさして）： あなたは「(……) 人間であること (what it is to be human) にはそれ以上のものがあるからです」といいました。そのことを何度もいいましたね。それではあなたに聞いてみたい。あなたが人間 (human-beings) と考えるところのこうした道徳的に重要な心理的能力のいくつかについて、わたしたちに教えてください。現実のものたち (real ones) について話しましょう。「重度の精神的遅延」をもつものたち (the ones who are “profoundly mentally retarded”) のことです。この言葉を使いますが、彼らはおそらくチンパンジーよりも優れており、類人猿は〔彼らとは〕違うのだ、といったようなことをあなたはいいましたよね…それでは、彼らがブタやイヌやこの種の動物よりも優れているのだと仮定してみましょう。(キテイは頭を振ってこたえる)。これは事実にもとづく問いですよ。頭を振るだけではだめですよ。行動で示してください。それができないなら黙っていなさいよ。

キテイ： ピーター…あなたはわたしに、どうしてセーシャがブタ〔……〕とは異なるのかを尋ねました。そして（わたしが頭を振ったとき）、それは事実にもとづく質問だといい、「行動するか、さもなくば黙れ」といいました。その質問をされたとき、わたしは最初に強い嫌悪感（nausea）を克服しなくてはなりませんでした。〔……〕人間であることにはそれほどたくさんのことがあるからです。触れること、感情、ハグ、笑顔があります……相互行為のとても多くのやり方があるのです。あなたはこうしたことについての哲学を必要とはしていないのでしょうか。〔……〕だからこそわたしは、道徳的地位は認知能力や心理的能力や他の種類の能力のリストに基づく（べきだ）という考えをまさに拒否しているのです。というのも、人間であることは、能力の束ではないからです。それはあなたが存在する方法、あなたが世界に存在する方法、あなたが他の人たちとともに存在する方法なのです。〔……〕。

ジェフ・マクマハン： ピーターのここでの視点に味方して、少し教えてください。ピーターは、母親のその子に対する関係の重要性を否定するために何かをいっているわけではありません。〔……〕問題は、非ヒト動物はわたしたちの誰にも道徳的要請をすることができないのに、あなたの娘さんのような人びとはほかの人びとに道徳的要請をするというのはどういうことなのか、ですよ。これがピーターの聞いている質問ですよ。〔……〕ご存知の通り、ピーターとわたしは誰かの感情を傷つけるためにここに来たものではありません。〔……〕攻撃的なことや傷つけるようなことをいわないようにすることはとても難しい。わたしは人びとをみじめにすることは本当に嫌なのです。

キテイ： あなたが誰かの感情を傷つけようとしていないことはわかっています。ピーターが誰かの感情を傷つけようとしてはいないということもね。〔……〕わたしにとって問題なのは、わたしが経験していることではなく、あなたがたの著作が公的政策に対して意味するであろうことです。それがわたしにとって関心のあることなのです。わたしの娘に関することだけではないのです。

誰もが弱く誰かのケアを受けなければ生存できない存在であるという事実根源的な「平等」を見出し、それを基準に社会の制度設計の在り方考えるべきだ、というキテイの立場に対して、シンガーたちは「平等」という政治的価値を相対化します。無脳症の乳児を実験に使うことを禁止するのなら、知能の高い動物に対してもそうすべきだという主張によって、動物と人間の間の区別を相対的なものにします（もちろんこの文脈は、キテイが動物のおかれた立場を軽視しているということではありません）。

キテイは、特定の障がいをもった子どもは尊厳・生命・関心あるいは正義において他の人よりも価値が低いという見解に直面したときに、人が感じる怒りや強い嫌悪はどこからくるのかを考えます。そこではある比較が為されるのですが、比較とはつねに、部分的に同じとされるものを配置することによって為されます。「AはBのようだ」というとき、Bがテンプレートとなって、Aがもつさまざまな特質のなかからBの要素が取り出され強調されることとなります。比較するためには、限定された認知能力をもつヒト動物を、まずは相対的に知的な非ヒト動物として捉えなおすことが必要になるのです。「非ヒト動物との容赦ない比較」をキテイは「脱人間化」と呼びます。シンガーらのこうした議論に彼女は「強い嫌悪感（revulsion）」を表明しました。こうした議論は、障がいをもつ人びとやケアする人びとと、それ以外の人びととのあいだに楔を打ち込むことになるとキテイは指摘します。シンガーやマクマハンのような理論家は、その楔は単なる概念的なものだということかもしれません。けれどもそれは実践的なレベルでは、ぞっとするような結果を伴うものへと翻訳されるかもしれない。キテイはシンガーのような哲学的議論が公的政策に及ぼす影響に対しても強い懸念を表明しました（Kittay 2010:399-400）。

## 6) 尊厳の在処

### 人間としての生、動物としての生

理論的にはこうした議論はどのような意味を帯びることになるのでしょうか

か。重度の障がいをもつ〈子〉とその子をケアする〈母〉の関係は、ペットと主人の関係と同じようなものなのでしょうか。人間として生きることとはどういうことで、それは動物とは何が違うのか。なにより、重度の認知障がい者は人格を限定的にしかもたず、それゆえ尊厳も減じるものなのでしょうか。

しかし、人間が「人間として」扱われることと、チンパンジーが「人間のように」扱われることの間には、何か決定的な違いがあります。重度の障がいをもつ子は、類人猿より知能で劣り、言葉を発することなく、立ち上がることもできないかもしれません。けれども、だからといってその子は、チンパンジーとしての生を生きることができるのでしょうか。また、人間の言葉を解し、未来を予測することができ、誰かの死を悲しむことのできるチンパンジーがそうできるからといって、人間のような生を生きることがそのチンパンジーにとっての善なのでしょうか。

シンガーの議論への違和感は、その生物種に特有の在り方や社会形成の仕方があることを省みず、人間と類人猿その他の動物を一元的に序列化するなかで比較するところに由来します。重度の障がいをもって生まれた子が動物として生きる選択肢はないのです。そもそも、人間という種に生まれた以上、他の動物としての生を生きることではできません。これは何を意味するのか。人間は人間の共同体と結びつくなかでしか生きられない存在だということです。重度障がい者の生もまた人間という存在特有の在り方（社会関係や意味のネットワーク）のなかにすでに組み込まれているのです。

### 依存は尊厳のない状態か

リベラリズムにおいて人間の尊厳がどのように理解されてきたか、もういちど振り返ってみましょう。カントが唱えたように、道徳法則に従う自律のゆえに人格は崇高とされます。これは反転すると——先ほどみたように——依存は道徳法則に従うことのできない他律の状態であり、ひいてはその存在に尊厳を認めることはできないということにもなります。シンガーは、ヒト動物にのみ「人格の神聖性」を絶対視するのではなく、非ヒ

ト動物にも人格を認める余地を開こうとします。同時に、絶対的依存の状態におかれる障がい者に対しては、その人格を十全に認めることはできないといえます。これはまさに、依存ゆえに人格の尊厳を減じる議論でしょう。

けれどもケアの倫理はリベラルな思考に対して、依存に始まり依存に終わる人間の生の局面をすべて包括する議論を展開してきました。この立場にたつならば、尊厳の根拠をカント的な人格以外に見出すことは可能か、いいかえれば、絶対的な依存状態にある人間に対しても尊厳を見出すことは可能かという問いに向き合うことになります。

先ほどのキテイの言葉をもう一度引用します。

人間であることは能力の束ではないからです。それはあなたが存在する方法、あなたが世界に存在する方法、あなたが他の人たちとともに存在する方法なのです (Kittay 2010:408)。

人間の尊厳を「能力の束」にのみ求める必要はないのだとしたら、わたしたちはどこに尊厳の根拠を見出せるのでしょうか。E・アンダーソンは、道徳的権利は「生物の能力」にあるのではなく、「社会関係と社会的意味の複雑なシステムの内部」に組み込まれてはじめて意味をもつのだと主張します。

人間は、他の人間とともに暮らすことを必要としているが、もし他人が彼らを人間として扱わないならば、他の人間と暮らすことはできない。この人間特有の関係は、人間の身体が尊厳をもち、嫌悪の領域から保護され、見苦しくない文化的な場所に置かれることを要求している (アンダーソン 2013:374)。

重度の障がいをもち、あるいは深刻な認知症にあるといった絶対的な依存状態にある人びとが、その身体を清潔にされ、食事を与えられ、衣服や身だしなみを整えられている場合、彼女彼らは「見苦しくない文化的な場

所」にいると考えられます。その身体が適切な場におかれ、適切な形で扱われている場合、わたしたちはそれを「尊厳の損なわれていない状態」として受け止めるでしょう。どうしてそう考えるのでしょうか。清潔さ、身なりの整い、きちんとした食事などは、人間の社会のなかで適切であるとみなされる行動や振る舞いのコードに組み込まれているからです。それは、その人びとがほかの人びとと出会うことが想定されている状態におかれているということなのです。

高度で抽象的な人格の概念をもちだす以前に、健康や栄養や清潔さが維持されているところに、すでに尊厳をみることは可能なのではないか。そうすると、依存とは尊厳のない状態ではなく、人間としての尊厳を剥奪されないことへの要請として解釈しなおすことができるでしょう。ケアはそれに応える営みであり、その意味で、人間の尊厳を支える行為なのです。依存状態にある人を人間の共同体、人間社会特有の意味のネットワークにつながとめる行為なのです。

## 動物性と人間性

尊厳とケアの関係についてももう少しみていきましょう。動物性と人間性（合理的・理性的な存在としての人間性）を峻別するカント哲学に対して、動物性と合理性を対立させないことを唱えるヌスバウムの議論に注目します<sup>9</sup>。

ケアへのニーズを含む身体的ニーズは、わたしたちの合理性と社交性の特徴である。であるならば、動物性は合理性と対比させられる何かというよりは、私たちの尊厳のひとつの側面である（ヌスバウム 2012:184）。

ヌスバウムは動物がみせるそれぞれの種の本質に根差した行為、共同体

<sup>9</sup> ヌスバウムの可能能力アプローチは、政治的動物としての人間というアリストテレスと、人間は生命活動の複数性を必要とするというマルクスから示唆を受けて、合理性を動物の一つの側面として捉えようとする。



の形成にみられる合理性のなかに能動性や主体性を積極的に見出そうとします。合理性は人間にだけ特有のものではないのです。動物の合理性に敬意を払うことは、人間の動物的側面にも合理性を認めることにつながります。カントのように、動物としての人間の特質を自然法則のもとにあるものとして捉えるならば、ケアは理性以前・以下の部分に関与する営みでしかありません。けれども、動物性そのものに合理性や知性や主体性や能動性を見出していくのならば、ケアは動物性に内在する合理性とも結びついた営みとして捉え返すこともできます。

さらにヌスバウムは、社交性を対称的な関係性のみみられるものとは捉えません。子育てをし、看病するといったケアの営みを能動的に行い、またそれを受け取るという非対称的な関係性のなかにも社交性を認めようとします。それゆえ、「生産性」の高いものだけが有用であるとする価値観に対しても、否を唱えるのです。

人間は、生産的であることによって、他者からの尊重を勝ち取らなくてもよい。人間は、人間のニーズそれ自体の尊厳のなかに、支援に対する権利要求を有している。社会は幅広い愛着と気遣いによって結びついており、生産性に関係しているのはそのなかのほんの一部にすぎない。生産性は必要であり、またよいものであるけれども、社会生活の主要目的ではない（ヌスバウム 2012:185）。

動物性も尊厳の一つの側面であるならば、動物性をも含む人間の合理性とはどのようなものとして捉え返せるのでしょうか。社会的協働ができる自由で合理的な人びとの間の契約によって共同体は成立するというリベラルな政治哲学においては、依存する存在とケアする人びとは周辺化されてしまいます。もちろん能力を発揮し、生産的で、他者と協働できることは共同体の維持にとって必要です。しかし、そうした能力をもつ存在だけから共同体が成立するべきだと考えることは、人間の合理性を狭く捉えすぎているともいえます。人類学や霊長類学の知見は、縄文時代やチンパンジーの世界にも、障がいをもって生まれた子が母親やきょうだいなど

囲の存在によってケアされる様子がみられたことを明らかにしています (cf., 鈴木・峰山・三橋 1984; 中村・井上・伊藤 2012)。共同体にとって生産的な意味では何の役にも立たなくても (自力で食糧や餌を獲得できない、子孫をのこさない、短命など)、人間や類人猿にとって、障がいをもって生まれた子を遺棄することは当然のことではないのです。依存する存在はケアされることを要請します。ケアされることによって、共同体のなかにその命が繋がりとめられます。それだけではなく、依存には尊厳を剥奪されないことへの要請も含まれます。理性的で能力のある人格にのみ尊厳を認めるのではなく、身体にもとづいた非対称な関係性のなかにすでに (剥奪されるべきではないものとして) 尊厳が現れていることを認めるならば、ケアはその意味での尊厳を支える、まさに合理的な営みであると捉え返すことができるでしょう。

## おわりに

キティは、「道徳的に重要な心理的プロパティ」のリストが存在しなくてはならないという考えを、シンガーは断念できなかったのだと批判します。シンガーは、人格が十全に認められる人間と、そうでない人間のあいだに序列と境界線をもちこみます (この点ですべての人間が平等であるという規範を否定します)。そして後者を知能の高い類人猿と近いところで比較します。彼は近代的な人間の「神聖性」を批判するのですが、個人の「能力の束」に人格の根拠を求めている点で、なおもリベラルな主体の伝統にのっとっているといえるでしょう。人間か動物かの境界線は流動的というけれども、それはあくまでも下位に位置づけられた人間にとってだけの話になっているのではないのでしょうか。

功利主義の立場にたつシンガーの議論には、リベラルな主体による自己決定への強迫が垣間みえます。自立や自己決定を強調するリベラルな主体の条件は、個々人に相当な圧力をかけるものでもあります。たとえばシンガーは安楽死の合法化を主張します。それは (もちろん苦痛からの解放という意味もありますが)、自我の同一性を保てなくなったときのために、

理性が働くあいだに先取りの自らの死を自己決定しておくことです。個人の能力に尊厳の根拠を見出すかぎり、そうした能力が欠けてしまうことによって、人間は尊厳をもたない存在へ墮することになるからです。ここには単なる生物へと墮することを決して受け入れようとはしない意志が見出せます。当然ここでは、ケアが本質的に人間にとって重要な意味をもつものとは考えられていません（自我の同一性が保てなくなってから死ぬまでのあいだ、実際にはケアが為されるのでしょうか）。人間が依存する存在であることを根本的に受け入れないという姿勢が、シンガーの安楽死の議論には内在しているように思います。

リベラルな主体について論じてきた思想史的伝統は、周辺部に位置する人びとについて明白には語ってきませんでした。依存状態にある人びとは十全な道徳的人格をもつのか、彼女彼らの生は尊厳に値するのか、依存者をケアする人びとはどう位置づけられるのか——合理的で理性的な能力をもつ人間を前提にするリベラリズムにとって、こうした問いは主要な関心の対象ではありませんでした。これに対しケアの倫理は、そうした能力を外したところでもなお、わたしたちは人間の尊厳を唱えることができるのかという問いを提起しています。自由な主体のみが尊厳をもつという前提を問い直すこと、しかし人間の尊厳というカント的視点は手放さないこと——ケアの倫理はリベラルな主体とは別様の人間の規範的在り方を考えるようわたしたちを促しているのです。

ご清聴ありがとうございました。

### 【文献一覧】

- 阿部彩 2008 『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波新書。  
—— 2014 『子どもの貧困Ⅱ——解決策を考える』岩波新書。  
E・アンダーソン 2013 「動物の権利と人間以外の生命の価値」C・R・サンス  
ティン/M・C・ヌスバウム編『動物の権利』尚学社。  
アリストテレス 1973 『ニコマコス倫理学（下）』岩波文庫。  
I・バーリン 1971 『自由論』みすず書房。  
デカルト 1967 「方法序説」『世界の名著22 デカルト』中央公論社。  
Fineman, M. A., 1995 *The Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth*

- Century Tragedies*, Routledge (=2003 上野千鶴子監訳『家族、積みすぎた箱舟』学陽書房).
- Fraser, N. and Gordon, L., 1997 A Genealogy of 'Dependency': Tracing a Keyword of the U.S. Welfare State, in: Fraser, N., 1997 *Justice Interruptus*, Routledge (=2003 「「依存」の系譜学——合衆国の福祉制度のキーワードをたどる」仲正昌樹監訳『中断された正義』御茶の水書房).
- C・ギリガン 1986『もうひとつの声』川島書店.
- 保坂展人 2016『相模原事件とヘイトクライム』岩波ブックレットNo.959.
- 神島裕子 2018『正義とは何か——現代政治哲学の6つの視点』中公新書.
- I・カント 1966「人倫の形而上学」『カント全集 第11巻』理想社.
- 1974 (1950)『啓蒙とは何か』岩波文庫.
- 2005『純粹理性批判 (上)』平凡社.
- 2007 (1990)『実践理性批判』以文社.
- Kittay, E. F., 1999 *Love's Labor, Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge (= 2010 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社).
- 2010 The Personal Is Philosophical Is Political: A Philosopher and Mother of a Cognitively Disabled Person Sends Notes from the Battlefield, in: Kittay, E. F. and Carlson, L. ed., *Cognitive Disability and its Challenge to Moral Philosophy*, Wiley-Blackwell.
- E・F・キテイ・岡野八代・牟田和恵 2011『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』白澤社.
- J・ロック 1968「人間知性論」『世界の名著27 ロック』中央公論社.
- 1970『寛容についての書簡』朝日出版社.
- 2010『統治二論』岩波文庫.
- 内藤葉子 2010「依存する——アメリカ合衆国における福祉国家の再構築をめぐる」岡野八代編著『政治の発見① 生きる』風行社.
- 2013「正義論」木村涼子・伊田久美子・熊安貴美江編著『よくわかるジェンダー・スタディーズ』ミネルヴァ書房.
- 中村美知夫・井上紗奈・伊藤詞子 2012「身体障害のある野生チンパンジーのアカンボウの症例と周辺個体の対応」第28回日本霊長類学会大会『霊長類研究』第28号.
- M・C・ヌスバウム 2012『正義のフロンティア』法政大学出版局.
- 2013「「同情と人間性」を超えて——人間以外の動物への正義」サンスティン／ヌスバウム編『動物の権利』尚学社.
- 岡野八代 2012『フェミニズムの政治学』みすず書房.

- Okin, S. M., 1989 *Justice, Gender and the Family*, Basic Books (=2013『正義・ジェンダー・家族』岩波書店).
- J・ロールズ 2010『正義論』紀伊國屋書店.
- P・シンガー 1998『生と死の倫理』昭和堂.
- 2007『人命の脱神聖化』晃洋書房.
- 鈴木隆雄・峰山巖・三橋公平 1984「北海道入江貝塚出土人骨にみられた異常四肢骨の古病理学的研究」日本人類学会『人類學雜誌』92(2).
- Young, I. M., 2002 *Autonomy, Welfare Reform, and Meaningful Work*, in: Kittay, E. F. and Feder, E. K. eds., *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependency*, Rowman & Littlefield.
- 男女共同参画統計研究会編 2015『男女共同参画統計データブック 2015——日本の女性と男性』ぎょうせい.
- 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(厚生労働省)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>

\*文中の傍点、〈 〉は筆者による強調、引用文中の〔 〕は筆者による補筆である。